

岩手県知事
達増拓也様

要 望 書

令和7年7月10日

花巻市長 上田 東一

花巻市議会議長 藤原 伸

要 望 項 目

[重点項目]

- 1 化製場の悪臭問題に関する対応について 【環境生活部、農林水産部】 -1-

[重点項目]

- 2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について 【環境生活部】 -8-

[重点項目]

- 3 周産期医療の確保について 【保健福祉部】 -10-

- 4 【共同要望】 県南地域における周産期医療体制の維持に対する支援について 【保健福祉部】 -12-

- 5 農林業・農村政策の対応について 【農林水産部】 -13-

- 6 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和について 【農林水産部】 -21-

- 7 花巻第二工業団地内未分譲用地の地質調査の実施について 【商工労働観光部】 -24-

- 8 「いわて花巻空港」の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について 【ふるさと振興部】 -26-

- 9 ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用について 【県土整備部】 -28-

- 10 J R釜石線の存続に対する取り組みについて 【ふるさと振興部】 -29-

- 11 広域的な公共交通の維持対策について 【ふるさと振興部】 -31-

- 12 予約乗合交通に係る支援について 【ふるさと振興部】 -33-

- 13 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について 【県土整備部】 -34-

- 14 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規制について 【岩手県警察本部】 -35-

- 15 主要地方道の整備について 【県土整備部】 -37-

		ページ
16	一般県道の整備促進について	【県土整備部】 -40-
17	自転車道の整備促進について	【県土整備部】 -42-
18	北上川及び北上川水系猿ヶ石川の堤防整備等河川改修について	【県土整備部】 -43-
19	県管理河川の改修整備促進について	【県土整備部】 -46-
20	在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充と受入体制の充実について	【保健福祉部】 -47-
21	65歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について	【保健福祉部】 -48-
22	地域生活支援拠点等の整備について	【保健福祉部】 -49-
23	国民健康保険に対する財政支援について	【保健福祉部】 -51-
24	日本語指導担当教員の配置について	【教育委員会事務局】 -52-
25	部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について	【教育委員会事務局】 -53-
26	県立高等学校のあり方について	【教育委員会事務局】 -54-
27	学校給食費の完全無償化について	【教育委員会事務局】 -59-
28	不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する施策検討について	【保健福祉部】 -60-
29	子育て環境の充実のための医療費助成事業の拡大について	【保健福祉部】 -61-
30	保育士の処遇改善について	【保健福祉部】 -63-
31	岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について	【保健福祉部】 -64-

			ページ
32	県立中部病院への障がい児・者の歯科治療を行う部署の設置について	【保健福祉部】	-66-
33	【共同要望】岩手中部地域医療情報ネットワーク事業の支援について	【保健福祉部】	-68-
34	再生可能エネルギー事業に係る環境影響評価の規模要件拡充について	【環境生活部】	-70-
35	早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について	【環境生活部】	-73-
36	移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の公平化について	【商工労働観光部】	-74-
37	過疎対策の積極的な推進について	【ふるさと振興部】	-76-
38	物価高騰対策の充実について	【ふるさと振興部】	-77-
39	矢沢地区義務教育学校の整備について	【教育委員会事務局】	-78-

重点項目

1 化製場の悪臭問題に関する対応について

【環境生活部、農林水産部】

県は、本市に所在する岩手県化製油脂協同組合の化製場について、畜産を主要産業として位置付ける本県全体の畜産振興にとって、非常に重要で必要不可欠な施設であると位置づけております。

しかしながら、県が畜産振興にとって非常に重要で必要不可欠としている当該化製場からの悪臭は、化製場周辺地域のみならず、より広範囲にわたって花巻市の住民を苦しめており、県による悪臭対策が実質的に無い状況において、悪臭問題が顕在化してから約50年を経過した現在に至るまで根本的な解決に至っていない状況が続いております。

本市では、この化製場に対し、平成28年に花巻市悪臭公害防止条例第10条に基づき改善勧告を発令し、これに対して当該化製場を経営する岩手県化製油脂協同組合は改善計画を提出し、その計画に基づき、本市が委嘱した臭いに関する専門家である悪臭公害対策技術参与のアドバイスを得ながら、改善勧告に基づく対策の実施を求めるなど、これまでそれぞれの時点でできる限りの対策を実施してきたところですが、現時点においても臭気濃度が基準値内となるまでの十分な改善が認められない状況にあります。

このような状況から、本市においては、令和5年11月から悪臭公害対策技術参与を1名追加し、この新たに委嘱した悪臭公害対策技術参与に当該化製場を視察いただいたところ、壁や天井の穴、隙間がいたる所に見られるといった施設の老朽化等により、本来臭気を外部に漏らさないために対策を行うべき工場内の負圧の低下が見られ、このことが改善勧告に基づく対策など、これまで実施してきた悪臭防止対策の効果を減じている可能性が高いといった指摘をいただいたところであります。

この指摘を踏まえ、令和6年度においては、岩手県化製油脂協同組合の化製場に対して、県と市による合同立入検査を計4回実施し、これまで県と市それぞれが持つ権限に限定して実施してきた検査内容や情報をできる限り共有することで、それぞれが新たな

視点を持って検査に臨み、より綿密な検査結果の検証によって、「清掃が極めて不十分であること」、「適正な衛生管理や維持管理が徹底されていないこと」をはじめ、構造設備についても、これまで確認されていた天井や壁に多数の穴や隙間などがあることによって「工場内の負圧の低下が見られること」に加え、「本来設置されるべき排気装置等が設置されていないこと」、「排出口が適当な高さに設置されていないのではないかということ」、「ミート工場の一部に壁がないこと」など、施設内の複数の箇所において、県の化製場等に関する法律施行条例（以下「県化製場条例」という。）に定める基準に適合していない状況にあるといった実態を確認したところであります。

こうした実態は、これまでの県の立入検査において、長年にわたり多くの不適合事案が見落とされ、放置されてきたのではないかと懸念されるものであり、悪臭公害対策技術参与の指摘のとおり、これら構造設備に問題があることが、結果的に当市の改善勧告や指導に対して、同組合が行ってきた様々な臭気対策の効果が著しく低減させられている大きな要因になってきたものと考えているところであります。

このことは、本市がこれまで実施して来た対策の効果検証が十分ではなかったことを示している反面、今までの施策に加えて、施設の改修・新設などの効果的な老朽化対策を行うことにより、悪臭問題を根本的に解決できる可能性があるとの希望を与えるものであります。

当該化製場施設の改修や新設については、本来、事業者が企業の責任において当然に行うべきものではありませんが、岩手県化製油脂協同組合において根本的な臭気対策を行わない状況が50年以上続いていることに鑑みても、同組合が自発的にそのような根本的な臭気対策を速やかに講じることを待つことはできないと考えているところであります。

また、本市においては、令和10年4月に、新たに義務教育学校が矢沢地区に開校予定であり、それまでに未来を担う児童生徒の良好な学習環境を整えることは本市における大きな教育課題の一つと捉えておりますが、既に開校まで残り3年を切り、根本的な臭気対策を行うための時間は非常に限られてきておりますことから、県におかれましては、本市と同様のスケジュール感をお持ちいただきたいものと切に願うところであります。

よって、県議会令和7年2月定例会予算特別委員会での当局のご答弁のとおり、県化製場条例で定める構造設備の基準の不適合事項については実行性をもった形で確実に指導いただき、指導してもなお、不適合な状況が継続する場合には、県知事の権限において、化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）に基づき改善命令を発令できますことから、状況に応じて然るべき対応をとっていただきたいと考えております。一方で、当該化製場が本県の畜産振興において非常に重要で必要不可欠な施設であるとしていることから、花巻市民を長年に亘って苦しめた当該化製場の悪臭を根本的に解決するために、県民の生活環境を守るとの立場だけではなく、本県の畜産振興に責任を持つ立場として、県が主導して悪臭問題の根本的な解決を図るよう対策を講じていただくことが極めて重要であると考えております。

この点、現在県が調整中の「いわて農業生産強化ビジョン（最終案）令和7年6月」においては、参考資料「3 農業生産の目標設定の考え方」のうち、「農業産出額（鶏）」について令和5年度から令和10年度までに2割増加を目指すと記載するなど、県は当該化製場の悪臭問題を悪化させることにつながる鶏の増産を目標としているところですが、化製場の悪臭問題解決については一切触れていません。市としては県がこのような目標を設定するのであれば、その前提として、県がその責任で当該化製場の悪臭問題を解決しなければならないと考える次第であり、この点に関する県の姿勢は甚だ遺憾であると考えております。

なお、当該化製場からの報告によりますと、昨年度における当該化製場への畜産副産物の搬入量約11万917トンのうち、本市からの搬入量は約950トンと全体のわずか0.8%であります。この割合は令和元年度から令和5年度においてもほぼ同様とのことから、本市が当該化製場から得る受益は県全体または畜産副産物を排出する他の自治体と比べた場合に極めて小さいにもかかわらず、悪臭による被害は甚だ大きい状況であります。

このことから、次の事項について要望いたします。

(1) 設置許可権者の責任として全施設を網羅的に検査するとともに、県と市の合同立入検査の結果を検証し必要な指導を確実に実施することについて

県において、当該化製場の全ての施設について、設置を許可した時点の状況に現時点においてもあるのかどうか、化製場法第6条の規定に基づき、設置許可権者の責任として、一部だけではなく網羅的に検査するとともに、県と市の合同立入検査において明らかとなった県条例の構造設備の基準に不適合な箇所については、期限を設け速やかに修繕を行うほか、臭気を抑制するために必要な抜本的な対策についても計画的に講じるよう適切に指導いただき、指導してもなお、不適合な状況が継続する場合には、化製場法第6条の2の規定に基づく措置命令を含めて、実効性をもった措置を確実に行うこと。

(2) 岩手県化製油脂協同組合が悪臭問題を根本的に解決できない場合には、県が責任をもって悪臭問題を解決すること

当該化製場の悪臭問題を完全に解決するためには、他県の例にみられるように、化製場を人里離れた場所に移転し新築することも視野に入れる必要があるかもしれません。

しかしながら、長期的な視点で化製場の移転・新築を待つことはできません。従って、少なくとも当面現在地での操業を継続とするならば悪臭防止に必要な措置をすべて取る必要があると考えます。具体的には、現在地に悪臭対策を万全にした新工場を新設するか、あるいは、現工場について、県または市が今まで指摘した事項及び今後指摘する事項に加えて、例えば、①負圧が低下し外部に悪臭が漏れている状況を解決するため必要な修繕を当該化製場に行うこと、②当該化製場に閉じ込められた悪臭が外部に漏れないように必要十分な脱臭装置などを設置すること、③原料の腐敗を抑えるための保冷設備の導入などが必要になると考えます。

前述の通り、岩手県化製油脂協同組合において根本的な臭気対策を行わない状況が50年以上続いていることに鑑みても、同組合が自発的にそのような根本的臭気対策を速やかに講じることを待つことはできない状況であろうと思います。

そのことから、県が、岩手県化製油脂協同組合に対する法令及び条例に基づく指導に加えて、畜産振興に必要な観点から臭気対策に資金を提供することも必要になるのではないかと考えます。過去において、金ケ崎町に県南家畜保冷保管施設を設置するにあたっては、県内の市町もその費用の一部を負担しました。また、株式会社いわちくが新ラインを整備するについても県内市町もその費用の一部を負担したところがあります。必要に応じ、関係市町村、また、当該施設の受益者である生産者団体や加工業者の負担の可能性も視野に入れるなど、県が主導的に具体的かつ実効性を伴った検討を行うこと。

(3) 県化製場条例を改正することについて

県化製場条例は、当初、政令により定められていたものが都道府県条例で定めることとされ、全国の都道府県が同時期に制定しているものであり、岩手県でも昭和59年に制定されましたが、条例制定時、旧政令の規定では不十分と考え、青森県や秋田県などのように「臭気処理」について規定している県がある一方で、岩手県においては、当時、既に花巻市において、悪臭公害が問題となっていたにもかかわらず、他県において「不十分」と考えられた旧政令の規定のまま県条例を制定し、現在においても改正されないままとなっております。

化製場法は、国が統一的な基準を定めて、化製場等の衛生取締を徹底化することを目的に昭和23年に制定されたものでありますが、制定後も住宅地域等において、環境衛生上、極めて好ましくない状態のため、化製場等の施設の構造設備について具体的な基準を設け、施設の適正な運営により環境衛生の改善向上を図ることを目的に昭和31年に一部改正が行われております。

昭和31年の一部改正においては、臭気処理を十分にすること（第5条第3号）及び都道府県知事が改善命令できること（第6条の2）の規定が追加され、これらを適正に運用するため、厚生労働省から都道府県に対して、依命通知等が発出されております。この依命通知等には、化製場法第5条第3号として、新たに臭気処理に関する規定を設けたのは、「施設の構造設備の基準に臭気処理が十分に行える設備を

設けることを規定することに対応して取扱措置にも特に規定したものであること」、また、「第4号の『その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置』の規定は、従来どおりであるが、必要により適宜都道府県規則等をもって定められたいこと」、「化製場において製造される製品が著しく悪臭を発散するものである場合には、それを一定の容器に収納して貯蔵させるか又は原料貯蔵室を併用させること等必要な措置を定めること」との記載があるとともに、「改正法施行前に許可を受けて設置されている化製場の許可は改正法施行後も有効であるが、その施設の構造設備が政令で定める基準に適合しない場合は、法第6条の2の規定に基づき期間を定めて施設の改善を行わせるための適切な指導を行うようにすること」と明記されているものであり、これら通知の内容については、現在においても有効であるとの国の確認を得ているところであります。

なお、本依命通知等からは、法改正により化製場法第6条の2の規定が新たに盛り込まれたのは、既存施設について政令で定める基準に適合させるため、期間を定めて改善を行わせるものであると読み取れるものと捉えており、県化製場条例の改正により既存施設についても十分に馴染むものではないかと考えております。

本市といたしましては、これまでも、岩手県がこの依命通知等に基づいて旧政令を運用し、また、県化製場条例制定時に盛り込んでいただければ、当該化製場に対して適正な対応ができたのではないかと考えているものであり、現在においても、当該化製場が新たに設置を検討している換気扇への指導について適用できるものと考えております。

今後、新たな換気扇の設置や老朽化した既存施設の更新にとどまらず、いずれは施設の新設の検討も必要となることが想定される状況にありますことから、県においては、この依命通知等を含め、条例改正により適用される範囲等その効果について調査いただき、改正にあたって懸念事項があるのであれば、法の専門家や環境省等にご相談いただくなど、課題解決に繋がる県の権限を、確実に行使できるよう条例を改正すること。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423)
農林部農政課 0198-24-2111 (75-296)

重点項目

2 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について

【環境生活部】

花巻市城内・御田屋町地内において新興製作所建物解体工事が中断され、解体物及びPCB廃棄物が敷地内に残置された状態が長期化しており、市議会における一般質問をはじめ、市政懇談会等においても市民からの不安の声が上がっている状況となっていることから、解体物に係る対応について、以下のとおり要望いたします。

新興製作所跡地である花巻市城内・御田屋町地内の土地について、メノアース株式会社が、株式会社新興製作所から所有権を取得後、平成28年から株式会社光が解体工事受注事業者となり、敷地内の新興製作所建物の解体工事が施工されていたところ、同年中に工事発注者であるメノアース株式会社と解体工事受注事業者である株式会社光との間において工事請負契約に関する係争が発生し、以降の解体工事が中断され、コンクリートのがれき類等が適正に処理される見込みが低いまま8年以上残置されたままの状態となっております。

新興製作所跡地の安全性や周辺環境への影響が懸念される状況について、市議会や市政懇談会等の場において、議員や市民より、残置されたままの状態がいつまで続くのかとの不安の声のほか、一刻も早い状況の改善を求める声が上がっております。

このような状況下において、残置された解体物の廃棄物該当性の判断と処理責任者の明確化につきまして令和3年度から要望しておりましたが、令和5年5月24日に行われた県の説明において、解体物については廃棄物であるとの判断が示され、同年11月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理責任者は解体工事受注事業者である株式会社光にあるとし、令和6年1月に処理責任者である株式会社光に対し文書により処理計画書を求め、指導を開始していただいたところであります。この指導に基づき、3月に株式会社光から提出された処理計画書について、県において内容が不十分として6月に処理計画書の再提出を求め、株式会社光から7月に処理計画書が再提出されたも

のの、県において再び内容不十分として令和7年3月に再度、処理計画書の提出を求め、同月中に改めて処理計画書が再提出され、現在、県において精査しているところであると伺っております。

市といたしましては、処理責任者である株式会社光に対して、県において提出された処理計画書に基づき、残置された解体物が早期に処理されるよう、継続して指導していただくよう要望いたします。

また、新興製作所跡地に残置されたPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については令和5年2月28日に最終処分が行われたとの報告を受けているところですが、低濃度PCB廃棄物が未だに処分されることなく残置されております。

県におかれましては、本県のPCB廃棄物を確実に適正に処理するため、毎年度「岩手県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画」を策定され、県内の事業者等に対して、PCB廃棄物の保管や処理について適正に実施するよう指導されていることから、保管や処理が適正に実施する者が不存在である場合については、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するためにも、県において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく対応を適切に行っていただきますよう併せて要望いたします。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423)

重点項目

3 周産期医療の確保について

【保健福祉部】

花巻市を含む5市3町から成る3つの二次保健医療圏で構成される「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の中において、県立中部病院は花巻市・北上市・遠野市・西和賀町で構成する岩手中部保健医療圏に奥州市を加えた広範囲における地域周産期母子医療センターとして周産期医療を支える重要な医療機関であります。同病院の産科は、東北大学が令和元年度をもって医師の派遣を終了したものの、岩手県及び岩手県医師会のご尽力により、また岩手医科大学のご英断をいただき、令和2年4月から岩手医科大学から医師3名の派遣を受け、令和7年4月1日現在では4名の医師を派遣いただき、切れ目なく産科を維持していただいております。

しかしながら、県立中部病院の産科医師体制としては、昨年度は医師5名で診療していたものが、本年度は医師の退職により1名減の4名体制となり、これまでと同様の分娩受入れや手術の対応が難しい状況となっております。

全国的に産科医師が不足している中、岩手医科大学の医局でも産科医師は十分ではなく医師派遣の増員は難しい状況と伺っており、令和6年度から医師・医療従事者の働き方改革を促す時間外労働規制が始まり、24時間の対応が必要である周産期医療現場においては、産科医師の不足がより顕在化し、出産を扱う医療機関の集約化が進むことが予想されます。

このような中において「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏の周産期医療を維持・確保していくためには、地域周産期母子医療センターに位置付けられている県立中部病院については産科医師の確保をはじめ、出産における新生児の安全を確保する観点から、NICUを設置するなど、小児医療体制についても拡充を図り、地域周産期母子医療センターとして妊産婦及び新生児に対する十分な医療体制と機能を確保・充実する必要があると考えます。

また、周産期医療において欠かすことのできない産科医師、小児科医師、助産師、看

看護師は全国的に不足しており、特に個人産科クリニックにおいて確保が困難な状況であり、産科医療の継続に支障を来しております。このことから、本市では、独自の確保対策として、市内の産科医療機関が産科医師や助産師・看護師を確保するための支援を進めておりますが、依然として医師等の絶対数が不足している中においては、確保が難しい状況であります。

つきましては、医師・医療スタッフの不足が顕著である「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏を含む県内において、住民が地域で安心して出産できるよう、産科医師、小児科医師及び助産師をはじめとする医療従事者の確保及び養成のための施策を講じるとともに、医師等の地域偏在の解消に向けた実効性のある支援策を実施するよう国へ要請いただくよう要望いたします。また、岩手県におかれましても、「岩手中部・胆江・両磐」周産期医療圏における要である地域周産期母子医療センターに位置づけられている、県立中部病院の医師体制について昨年度と同様の5名体制を速やかに確保したうえでさらなる増員を図り、出産に対応されることに加え、NICUの設置により小児科機能を拡充し、周産期医療体制の充実が確実に進むよう要望いたします。

担当課：健康こども部地域医療対策課 0198-24-2111 (71-305)

4 【共同要望】 県南地域における周産期医療体制の維持に対する
支援について

【保健福祉部】

岩手県保健医療計画において定められているとおり、周産期医療体制において各周産期医療機関は、妊娠のリスクに応じて医療機能を分担し、適切に提供できる体制を確保維持することが必要であります。

県南地域における地域周産期母子医療センターである北上済生会病院では、リスクの高い妊産婦への対応、24時間体制での周産期に関する救急医療対応、低出生体重児に対するNICU（新生児集中治療室）による32週以降の新生児を受け入れるほか、著しく変動する需要に対して最大数を基準とした人員配置に努めております。

また、岩手県立中部病院においては令和7年4月1日から産婦人科医師体制の変更があり、分娩の受入や手術・救急搬送への対応などについての影響を注視しているところです。

今後、少子化に伴い分娩数の減少が想定されることから必要となる医療体制は変化し、これを維持していくためには医療機関の状況を勘案しながら役割と規模を広域的に検討する必要があり、このように状況が変化していく中においても、妊産婦が安心・安全な周産期医療を受けるため医師等の人員は確実に確保されている必要があると考えます。

つきましては、県南地域における地域周産期母子医療センターが十分機能を発揮できるよう医師の配置を含めた人員体制の確保などの支援を要望いたします。また、今後少子化が進む中、地域周産期母子医療センターの維持・充実に向け医療機関の役割と規模について検討を行うよう要望いたします。

（共同要望市町村：北上市、奥州市、西和賀町、金ケ崎町）

担当課：健康こども部地域医療対策課	0198-24-2111（71-305）
-------------------	----------------------

5 農林業・農村政策の対応について

【農林水産部】

農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足のほか、世界情勢の変化に伴う農業資材の価格高騰などの課題を抱え厳しい状況が続いています。

このような中で、農業者が生産意欲を低下させることのないよう持続的に農業に従事できる環境を確保し、安定的な食料供給と自給率向上の達成、そして農村地域に住む人々がそこで暮らし続け、農村地域を維持発展させるため、次の事項について特段の措置を講じていただくよう要望いたします。

(1) 「農地中間管理事業」における農地の受け手確保の支援措置の創設について

農地中間管理機構が借り受け、受け手（借受者）が見つからない農地については、契約を解除することとなっておりますが、中山間地域等の条件不利地や畑、特に樹園地については受け手（借受者）の確保が難しく流動化が進んでいない状況にあることから、借受希望者を確保するための支援措置を創設するよう国へ要請していただくとともに、県独自の支援策を創設していただきますよう要望いたします。

(2) 農業後継者不足の解消に向けた支援について

農業従事者の高齢化や後継者不足が続く中で、新規就農者の確保がますます重要になっています。しかし、新たに農業を志す人が農地や住宅を確保することが難しいことや、農業機械等の購入資金の調達が支障となっていることから、就農しやすい施策や就農後も安心して農業経営を続けられる施策の充実を図るよう国へ要請していただくとともに、親元就農に対する県独自の支援策を要望いたします。

(3) 水田活用の直接支払交付金の見直しについて

「水田活用の直接支払交付金」について、これまでの水田を交付対象とする仕組みから作物ごとの生産性向上を支援する仕組みに転換し、令和9年度以降の水張りは求

めないこと、また、令和7年度、令和8年度においては、地力維持のための堆肥投入や病害予防のための薬剤散布等による連作障害を避けるための取り組みをいずれかの年に一度取り組むことで交付対象水田として認められることが国から示されましたが詳細については明らかになっていないところであります。

つきましては、次の事項について要望いたします。

①小麦や大豆、飼料作物、飼料用米等への支援について、現行の「水田活用の直接支払交付金」の交付単価と同等の水準とすることを国へ要請していただくこと。

②畑地化に伴い農業者が土地改良区に支払う地区除外決済金等に対する支援について、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は計算の対象とされないことから、耐用年数経過後、残った組合員の負担を増やす必要が出てくる場所である。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が負担せざるを得ないことも多いことから、農業者の減少が見込まれるなか、営農を継続する農業者や土地改良区の負担を増やすことなく、土地改良区が将来にわたって安定した経営ができるよう、新たに土地改良区への恒久的な支援を行うことを国へ要請していただくこと。

(4) 農地法制の見直しについて

一部改正された「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律」には、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた国の関与が掲げられており、既存の農用地区域からの除外要件に加えて、新たに都道府県知事の同意基準として、農用地を農用地区域から除外する際は、都道府県が定める確保すべき農用地の面積の目標の達成に支障がないことを求められることとなりましたが、詳細については、ガイドライン等により示されることとされております。

つきましては、次の事項について要望いたします。

①農用地区域からの集团的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保することとされた場合、本市においては、農振地域内の白地がほとんどなく、また、既に農振地域にある土地の基盤整備を行っているため、新たに農用地区域に編入される農地はないのが実態であることから、ガイドラインの骨子案に示されている影響緩和措置の一つである「新たな農地の農用地区域への編入」は不可能である。また、「農用地の造成」及び「荒廃農地の解消」については、農業従事者が年々減少し、農用地区域内の農地においても低未利用農地が増加している状況において、非常に困難であると考えられる。したがっていずれの要件についても対応できず、除外した分の代替農地を事実上確保できない市町村においては、代替農地の確保を必須要件としないようガイドライン等に明記することを国へ要請していただくこと。

②「確保すべき農用地の面積の目標」の設定基準について、現時点で示されている案におけるすう勢や施策効果について、適切な算定であるかどうか判断できないため、算定した数値の根拠を明確にすること。また、各市町村が行う地域振興に資するための開発計画がある場合はその開発予定面積を「確保すべき農用地の面積の目標」から除外するなど、あらかじめ都道府県と市町村との間で調整したうえで面積目標を設定する必要があり、このことをガイドラインに明記することを国へ要請していただくこと。

③都市計画法に基づく新たな用途地域を設定する場合、また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外をした場合、都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定されることから、これらの農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くことを国へ要請していただくこと。

④「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回る事が予想される事態となった場合、骨子案には示されていないものの、従前の説明ではおおむね5年ごとに見直すとのことであったが、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすることをガイドライン等に明記することを国へ要請していただくこと。

(5) 備蓄米の運用見直しについて

備蓄米について、市場流通量や価格の安定化を図るための需給調整が可能になるよう、国による買入数量を拡充するとともに、状況に応じ放出を柔軟に行うことについて、また、備蓄米の売り渡しについて、買戻し条件を付けないことを国へ要請していただきますよう要望いたします。

(6) 国内生産による主食用米の安定供給について

主食用米の生産量や民間在庫量、需要量など国内での需給状況を的確に把握した上で、米価の乱高下を防ぎ、生産者が営農意欲を失わず継続的に生産に取り組むことができるよう適正な生産目安を設定する仕組みを維持することを国へ要請していただきますよう要望いたします。

(7) 海外からの米の輸入拡大について

海外からの米の輸入拡大は行わないことを国へ要請していただきますよう要望いたします。

(8) 森林整備事業への支援について

当市では、森林の適切な管理を図っていくため、森林資源の把握・解析による森林情報管理、森林経営の集約化を進め、森林の保全、木材活用の推進に取り組んでおります。

市が実施する森林整備事業については、森林環境譲与税を活用することができないため、国の事業を活用し実施しておりますが、近年、特に保育間伐等、育成に関する施業の予算が減額されております。

森林の保全管理、将来的な資源量の確保を図るためには、適切な施業が必要であることから、保育間伐及び除伐に係る十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。

(9) 日本型直接支払制度の予算確保について

農業・農村の有する多面的機能は、営農活動や農地・農業用水路等の適切な保全活動を通じて発揮されるものであります。

多面的機能支払制度においては、平成27年度以降、資源向上活動の長寿命化活動については活動組織が策定する計画に基づく交付金が満額交付されず、近年、交付基準の約50%となっており活動に支障をきたしていることから、日本型直接支払制度に係る十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。

また、長寿命化活動の農業用水路の整備工事において、1件あたり200万円以上となる場合、事務負担の大きい長寿命化整備計画の作成が必要となるため、規模の大きい工事に取り組むことを断念する組織が多いことから、長寿命化整備計画の作成を不要とし、事務の簡便化・省力化を図ることについて、併せて国へ要請していただきますよう要望いたします。

(10) 農業農村整備事業の推進について

高齢化や過疎化の進行が深刻化する中、営農を持続していくためには、農地の区画拡大による農作業効率の向上や土壌改良、担い手への更なる農地の集積・集約化を進める必要がありますことから、基盤整備を推進することで課題の解消に向け取り組んでおります。

当市における農業農村整備事業の主事業である圃場整備事業の実施地区については、令和6年度に採択となった1地区を含め9地区となっており、事業採択に向けた

計画調査地区は6地区、新規採択の申請は令和7年度に大瀬川地区の1地区、8年度に宿館地区の1地区、9年度には北寺林八幡地区、前田北部地区、川目地区の3地区について行う予定としております。さらに、市内には、圃場整備事業の実施を希望し、事業実施の合意形成を進めている地区が多数あります。

圃場整備事業は、営農を持続して行うために必要な事業であることから、工事実施地区における計画的な事業の推進及び圃場整備事業の実施に向け計画調査を行っている地区の確実な新規採択のため、農業農村整備事業における十分な予算の確保について国へ要請していただきますよう要望いたします。

(11) 防災重点農業用ため池のハザードマップ作成への支援について

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」により、市町村は防災重点農業用ため池に指定された場合はハザードマップを作成し、住民に周知することが求められております。

このような中、ため池所有者による届け出制度が始まったことにより、今後において防災重点農業用ため池に指定されるため池が増加し、ハザードマップの作成が必要となることを見込まれます。

防災重点ため池の防災工事推進特別措置法に基づき、令和12年度までの期間内においては、ハザードマップの作成費用に対し、国が定額補助を行うこととなっておりますが、特措法期間内に必要なハザードマップ作成ができるように、十分な予算の確保を国へ要請していただきますよう要望いたします。

(12) 有害鳥獣被害対策について

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、被害の防止に係る取組の強化について国へ要請していただきますよう要望いたします。

特にニホンジカ及びイノシシについては、生息域が拡大し、市内農作物への被害が増加傾向にあり、市の鳥獣被害防止計画に基づき捕獲目標数を達成するため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、捕獲活動を行っておりますことから、鳥獣被害防止

総合対策の十分な予算を確保するとともに、捕獲従事者の意欲向上のために当該交付金の基本単価の引き上げについて国へ要請していただきますよう要望いたします。

また、令和6年度、本市と岩手大学が連携し、市内太田地区において「ヘア・トラップ法」によりツキノワグマの生息頭数調査を実施したところ、令和6年6月～11月の期間で、当該地区に38頭の別なクマの出没が確認され、岩手大学農学部森林科学科山内貴義准教授から、この出没頭数の多さが市街地出没に影響している可能性があるとの見解が示されました。つきましては、当該地区において、ツキノワグマの出没状況の把握や被害対策の効果の検証のために長期的なモニタリング調査を実施するとともに、人身被害の防止及び農林業被害の軽減のため、指定管理鳥獣捕獲等事業を推進していただきますよう要望いたします。

あわせて、ツキノワグマの被害防止のため、ツキノワグマの移動経路であると思われる県管理の豊沢川、瀬川、葛丸川、薬師堂川の河川敷の草刈りを実施する団体への支援を継続していただきますよう要望いたします。

(13) 中山間地域等直接支払交付金の維持について

中山間地域等直接支払交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農を可能とする集落機能を維持するための取り組みを行う財源として必要不可欠となっておりますが、令和7年度からの第6期対策において、制度の一部見直しがなされております。つきましては、次の事項について要望いたします。

①中山間地域等直接支払交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農を可能とする集落機能を維持するための取り組みの財源として必要不可欠である。今後においても本交付金については、中山間地における営農の継続の観点からも非常に大事なものとして考えていることから、中山間地域等直接支払制度の維持に加え、今後も交付基準に基づき交付金を満額支給するための十分な予算確保を図ることを

国へ要請していただくこと。

②令和7年度から始まる第6期対策において、高齢者の見守り支援、送迎や買い物支援など中山間地の農業を維持する集落を守っていくための活動を交付対象とした「集落機能加算」が廃止されることとなり、経過措置として第5期対策で取り組んでいる集落に限り、第6期対策において新設されるネットワーク加算での実施が認められるとされているが、それ以外の集落については認められないことが示された。当該加算は、中山間地において農業を維持する集落を守るという観点から非常に大事なものであることから、第6期対策において中山間地域等直接支払交付金の対象となるすべての集落を加算の対象とすること、また、第7期以降も当初加算措置を廃止することなく継続することを国へ要請していただくこと。

担当課：農林部農政課 0198-24-2111 (75-293)

農林部農村林務課 0198-24-2111 (75-277)

6 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和 について

【農林水産部】

県内では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業などの積極的な設備投資が進んでいるほか、物流産業における、令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される、いわゆる「2024年問題」への対応に向けた、倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要の増大による、新たな企業等の市内への誘導が好機を迎えておりますが、こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地（以下、「産業用地等」という。）の確保が必要となります。

産業用地等の整備の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）」に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれる場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除外して、農業振興地域内の農用地区域外（白地）とし、さらに都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を岩手県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要になると認識しております。

(1) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区内の土地、優良田園住宅設計計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等であること

(2) (1) 以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと

ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に

代替すべき土地がないこと

イ 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

ウ 除外により、農用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

オ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

カ 土地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること

このうち、上記（２）－カについては、現在、本市において平成27年度から令和7年度を事業期間とする国営かんがい排水事業「豊沢川地区」により、用水の取水源である最上流のダムの改修を実施しているところでありますが、本事業による市内の受益面積は約4,105haと広大で、旧花巻市の北上川西側地域の農地のほとんどが含まれている状況であり、この受益地については、令和8年度からの8年間は、原則、農用地区域から除外できないこととなっております。

その一方で、「地域未来投資促進法」や「農村産業法」を活用する場合は、面的整備を実施した農用地区域を除き、上記の要件を満たさなくても、農用地区域からの除外は可能であるものの、いずれの法律を活用する場合においても、個別具体的に立地企業の施設規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等が事前に決定している必要があると認識しており、また、「地域未来投資促進法」に基づく土地利用調整計画や地域経済牽引事業計画、「農村産業法」に基づく実施計画等の策定等の手続きに時間を要することから、企業ニーズに対するタイムリーな産業用地等の確保が難しい状況となっております。

つきましては、「地域未来投資促進法」や「農村産業法」を活用しない産業用地等の

整備において、土地改良事業により用水の取水源である最上流のダムを改修した場合も上記（２）ーカが適用され、その受益範囲の全ての農地が事業完了の翌年度から８年間は農業振興地域内の農用地区域から除外できず、産業団地等の整備に多大な影響を及ぼすものであることから、立地企業や具体的な事業計画の見通しがある場合においては、企業の施設を迅速に計画・整備するため、土地改良事業完了の翌年度から８年経過の要件について緩和いただけるよう、引き続き国に要請していただきますようお願いいたします。

担当課：商工観光部商工労政課	0198-24-2111 (398)
----------------	--------------------

7 花巻第二工業団地内未分譲用地の地質調査の実施について

【商工労働観光部】

当市の西部に位置する花巻第二工業団地につきましては、岩手県が出資・設立した岩手県土地開発公社において平成10年度に整備を完了（総面積70.5ha、うち工場用地面積が45.8ha）し、現在も分譲を行っておりますが、現時点で未分譲用地は3区画あり、その面積は法面を含み約6.7haとなっております。

この未分譲用地3区画につきましては、岩手県土地開発公社のほか、岩手県及び本市においても企業誘致活動を行っておりますが、現在まで複数の事業者と交渉してきたものの、未だ契約・分譲までには至っていない状況となっております。

これまで、本市が企業誘致のために交渉してまいりました複数の業種及び事業者からは、未分譲用地の法面が大きいことや地耐力不足について指摘を受けてきたことから、本市では、早期に分譲するため、花巻第二工業団地内の未分譲用地に限り、令和3年度に用地取得費に対する補助率を従来の10分の1または10分の2から10分の5に引き上げ、さらに令和6年度には、地盤改良に要する経費に対して補助率2分の1以内、上限2億5千万円の市単独補助金を新設したところですが、それでもなお地盤改良費が過大となることから、取得を断念された事業者が複数あったところです。

また、立地を検討した事業者自らが実施したボーリング地質調査結果によりますと、比較的軟弱な地盤が20m以上続く箇所もあり、現在の地耐力不足・軟弱土質の地盤では、市単独補助金による地盤改良費用の支援だけでは製造装置の設置を伴う製造業や、大規模倉庫を併設する運輸業者等、誘致の可能性が高いと考えられる企業の誘致は困難な状況にあります。

このことから、今後の企業誘致活動においては、相手方に必要な説明責任を果たすうえでも、未分譲用地の詳細な地耐力・土質のデータが必要であると認識しております。

つきましては、花巻第二工業団地への企業の円滑な立地に向けて、岩手県土地開発公

社に対し、未分譲用地3区画において、工場等の建築上必要と想定される箇所数のボーリング地質調査を実施し、その調査結果を開示するよう要請していただくとともに、調査結果や立地事業者が建設を予定する建築物及び設備に基づく必要な地盤改良工事費用に対し、支援策を講じるよう岩手県土地開発公社及び岩手県において検討していただきたく要望いたします。

担当課：商工観光部商工労政課	0198-24-2111 (398)
----------------	--------------------

8 「いわて花巻空港」の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進について

【ふるさと振興部】

令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行を受け、「いわて花巻空港」では休航していた国際線のうち、台北線が令和5年5月10日に運航を再開したものの、上海線については現在も運休が続いており、コロナ禍で大幅に減少した利用者数は、国内旅行者の減少もあり現在も回復途上にあります。

国では、令和5年3月31日に閣議決定した「観光立国推進基本計画」において、訪日外国人観光客数を令和7年までに令和元年の水準3,188万人超えを目標に掲げている中、令和6年の訪日外国人観光客数は3,687万人とこの目標値を大きく上回る実績値であったことに加え、今後も多くの訪日外国人観光客が見込まれる状況を踏まえ、また、「いわて花巻空港」をはじめとする地方空港のさらなる利用促進が重要でありますことから、観光需要の回復・増加に対する取組について、以下のとおり要望いたします。

- (1) コロナ禍前と比較して減便となっている札幌線、名古屋線の早期復便に取り組んでいただきますよう要望いたします。併せて、これらの路線のほか、「いわて花巻空港」を発着するすべての国内線に対し、重点的な利用促進策を展開いただきますよう要望いたします。
- (2) 新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等のゲートウェイとなる空港や国際チャーター便の拡大を目指す神戸空港等への国際便のさらなる拡充と、これらの空港から地方空港へのスムーズな国内線乗継を促進させるための施策を講じるよう、国に要請いただきますよう要望いたします。

- (3) 過去に就航実績のある中部国際空港、関西国際空港、那覇空港と「いわて花巻空港」との直通便の復活に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- (4) 令和5年5月に運行再開となった台北線、令和7年1月から2月の期間限定ながら運行再開された上海線のほかベトナム（ダナン）及び韓国（清州）を発着するチャーター便の誘致などアジア諸国との定期便就航に向けた県の積極的な取組に感謝申し上げるとともに、今後も継続して取り組んでいただきますようお願いいたします。
- (5) 「いわて花巻空港」をはじめとした地方空港への国際定期便や国際チャーター便のさらなる誘致促進について、国に要請いただきますようお願いいたします。

担当：商工観光部観光課 0198-24-2111（内線412）

9 ホットタウン湯口の県有未造成地の利活用について

【県土整備部】

当市の西部に位置するホットタウン湯口の県有未造成地（7.9ha）につきましては、草刈り等の維持管理に努めていただいておりますが、雑草が繁茂しやすく、火災や病虫害の発生源となることが懸念されているほか、クマやキツネなどの有害鳥獣の出没の増加など、日常生活の安全面に重大な影響を及ぼすおそれがあり、地元からも維持管理の充実や具体的な利活用の促進を求められているところであります。

これらのことから、県におかれましては、引き続き当該未造成地の日常管理にご配慮いただきますとともに、積極的な利活用に取り組んでいただきますよう要望いたします。

担当：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (212)

【ふるさと振興部】

国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を令和5年10月1日に施行し、経営状況が厳しいローカル鉄道について、当面、早急な改善が求められる1キロ当たりの1日平均通過人員が「1,000人未満」の区間を中心に、国が関与することが特に必要と認められる場合には、沿線自治体や鉄道事業者の要請に基づき、国が県や沿線自治体、鉄道事業者などで構成される「再構築協議会」を組織し、利便性確保を通じた鉄道輸送の維持・活性化や、路線バス等の他の交通モードへの転換などを定める「再構築方針」を作成し、交通手段の再構築を図るとされたところであります。

JR釜石線は、釜石市から、遠野市を経て本市東和地域の各駅と新花巻駅、花巻駅をつなぐ路線であり、通勤や通学など地域住民の生活路線として利用されているほか、県外からの観光客やビジネス客が利用する新幹線駅である新花巻駅と接続している重要な路線となっており、今後、廃線などのサービスの後退となれば、地域住民の通勤や通学が困難になることに加えて、地域の過疎化や衰退につながると懸念しているところであります。

当市といたしましては、JR釜石線は花巻市と釜石市を結ぶだけではなく、三陸鉄道を通じて沿岸地域を結ぶ重要な路線であり、JR釜石線を存続させることは、沿線自治体のみならず三陸全体の活性化のためにも必要であると考えているところであります。

そのため、再構築協議会が設置された場合、国やJR東日本との間で、「廃線ありき」をベースとして協議を行うのではなく、慎重な対応が求められるところであります。鉄道の存続に向けて、便数の増加等を含む更なる鉄道の利便性の向上に取り組み、利用者の増加を図ることも重要と考えることから、そのような観点から、国に対しまして、JR釜石線などローカル鉄道の存続を前提とした支援を要請するとともに、県におかれまして

も、引き続き必要な支援を行うよう併せて要望いたします。

担当課：建設部都市政策課	0198-24-2111 (476)
--------------	--------------------

1 1 広域的な公共交通の維持対策について

【ふるさと振興部】

本市では、令和6年3月に公共交通施策のマスタープランとなる花巻市地域公共交通計画を策定し、まちづくりと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を進めており、その中において、花巻市立地適正化計画に位置付けられる拠点間及び近隣自治体とを結ぶ幹線バス路線については、市民の日常生活に必要な広域生活路線として位置付け、行政と事業者が連携して、路線維持と利用促進に取り組んでいるところであります。

一方で、モータリゼーションの拡大、高齢化及び人口減少等の進行に伴ったバス利用者の減少や、近年の燃料費高騰や運転士不足といった状況から、路線維持に対する公的財政支援が不可欠な状況となっております。

国では「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の一部改正（令和3年4月5日改正）により、東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の特例の期間を「令和7年度までの間」に延長し、継続して被災地への支援を行っているところであり、また、県単補助事業であります「地域バス交通支援事業費補助金」につきましても、国庫補助事業に準じる形で平成23年度から指定被災市町村への特例として、補助要件の一つである「平均乗車密度が4人以上」を適用外としていただき、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和7年度事業につきましては「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていただくなど、特段のご配慮をいただいているところであります。

当市の県単補助対象路線である大迫石鳥谷線及び成田線は平均乗車密度の要件を満たしていないことから、今後、特例措置が終了した場合、補助対象から外れることが懸念されますが、大迫石鳥谷線は、大迫地域からJR東北本線の石鳥谷駅に接続する重要な路線であり、成田線は、花巻市内から北上工業団地や県立工業高校に接続する重要な

路線のため、両路線とも花巻市民の日常生活に欠くことができない路線となっております。

つきましては、地域公共交通の維持・確保は極めて重要でありますことから、国に対しまして、日常生活に必要不可欠な広域生活路線の維持のため、特例期間の継続について要請していただくとともに、県におかれましては、国庫補助事業に準じて実施いただいております「地域バス交通支援事業費補助金」の特例期間を恒久的な補助対象期間としてご検討いただくほか、主要な観光路線等を補助対象路線とするなど、県独自の新たな財政支援策等につきましても併せてご検討いただくよう要望いたします。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

1 2 予約乗合交通に係る支援について

【ふるさと振興部】

本市では、支線路線バス等が運行していない地域の生活交通として、利用者の需要に応じて運行する予約乗合交通を導入しているほか、現在、支線路線バスが維持されている地域においても、一部交通空白地域が存在していることから、その解消のため予約乗合交通を導入し、高齢者や車を持たない住民などの移動手段の確保を図っております。

県におかれましては、地域公共交通の維持確保を図る市町村に対する支援をいただいておりますが、地域公共交通活性化推進事業費補助金による予約乗合交通に対する補助については、地域公共交通体系の再編に伴う新たな運行を開始する実証運行に係る車両借り上げ費用や乗合システム等の初期導入費用に対する補助に限定されており、既に運行を実施している予約乗合交通の運行費用には活用できない制度となっております。

また、地域バス交通等支援事業費補助金の人口減少対策路線確保事業では、広域バス路線からデマンド交通等に転換せざるを得ない場合の代替交通が補助対象であり、支線バス路線の代替交通は補助対象となっていないことから、今後、予約乗合交通への転換を図っていくなかで財政的負担の増加が懸念されます。

つきましては、予約乗合交通などにより継続的な地域住民の生活交通の確保を図る市町村が広く活用できる支援制度となるよう、制度の見直しについて検討いただきますよう要望いたします。

担当課：建設部都市政策課 0198-24-2111 (476)

1 3 「国道4号北上花巻道路」の早期完成について

【県土整備部】

国道4号山の神地内の花巻東バイパス南口から北上市村崎野地内までの3.1km区間については、地域の中核医療機関であり、花巻地区からの緊急搬送の約5割を占める岩手県立中部病院へのアクセス道路として重要な「命を守る道路」であります。しかしながら、2車線でボトルネックとなっている当該区間は、慢性的な渋滞が発生しているほか、交通事故も多い状況にあります。

また、当市においては、当該区間に近接する花南地区において、「花南産業団地」の整備を進めており、さらに、隣接する北上市の北上工業団地では、半導体製造大手の「キオクシア岩手」が令和元年10月に第1製造棟を完成させ、令和6年7月に完成した第2製造棟は、令和7年秋の稼働が見込まれております。このことにより、今後、関連企業のさらなる進出が見込まれていることから、国道4号の渋滞は、ここ数年の間にも更に深刻化することが予想されます。

つきましては、市民の命を守るために重要な岩手県立中部病院へのアクセス向上はもとより、県南地域の産業振興や物流の効率化の実現のために国道4号北上花巻道路の4車線化は必要不可欠となっておりますのでより一層の事業推進について国へ要請していただきますよう、強く要望いたします。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 4 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規制について

【岩手県警察本部】

当市では、県南地域において集積が進む自動車や半導体関連企業のほか、運輸・物流企業等を含めた幅広い企業を市内に呼び込むための施策として、また地域の基幹病院である県立中部病院へのアクセス向上などを視野に入れ、花巻PAスマートインターチェンジの整備と、そのスマートインターチェンジと国道4号を結ぶ都市計画道路市道山の神諏訪線の整備を進め、令和3年12月24日に国道4号側の1工区(L=860m)、令和4年12月1日にスマートインターチェンジ側の2工区(L=460m)が完成し、令和6年3月20日には、花巻PAスマートインターチェンジが開通し、全線が供用開始されたところです。

当該路線の整備にあたりましては、平成29年度より花巻警察署と交差点協議を行ってまいりましたが、国道4号側の1工区の供用開始時点においては、市道材木町山の神線との交差点は一時停止規制のみがなされ、また、市道瀬畑口下根子線との交差点については交通規制がない状態で、供用開始のやむなきに至ったところであります。その後、令和4年11月21日には交差点の南北に一時停止標識、西側に横断歩道の設置がなされ、令和5年10月5日には市道材木町山の神線との交差点に信号機と横断歩道を設置いただいたところですが、市道瀬畑口下根子線との交差点では、令和7年2月末時点において、市が確認できている範囲だけでも7件の事故が発生しており大変憂慮すべき状況であると認識しております。

市といたしましては供用開始当初より交差点に注意看板を設置し注意喚起を行い、令和4年4月以降、交差点の路面には赤の着色塗装に加えて、電光掲示板を設置するなど事故防止の対応を行ってきたところですが、市が道路管理者として行った対策は道路交通法による義務とはならないことから、交差点における事故を防ぐためには、信号機の

設置による確実な交通規制が必要と考えているところです。

また、都市計画道路山の神諏訪線と県道花巻和賀線との交差点は、令和6年3月20日に花巻PAスマートインターチェンジが開通したことにより、今後ますます交通量が増加し、今以上に交差点における事故、とりわけ人身事故が発生することが心配される場所でもあります。

つきましては、都市計画道路山の神諏訪線の交差点5か所それぞれに信号機と横断歩道を設置することについて要望いたしますとともに、特に市道瀬畑口下根子線と県道花巻和賀線の交差点2か所について、早期の設置を強く要望いたします。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 5 主要地方道の整備について

【県土整備部】

(1) 主要地方道花巻大曲線の整備促進について

本路線は、岩手県内陸部と秋田県内陸部を接続する広域的な重要路線であり、県内においては、西和賀地域から、いわて花巻空港、東北新幹線、東北縦貫自動車道等の高速交通施設へのアクセス道路や、観光地域へ直結する観光ルートとして、産業・経済の発展や文化の交流促進などの効果が期待されているほか、当市と西和賀町を最短距離で結ぶ路線であることから、西和賀町民が、花巻市内の病院への通院路線として利用する重要な道路であります。

しかしながら、本路線は、未だ冬期間において通行止めとなることから、冬期間に両市町を行き来するためには、代替道路として国道107号を通る必要がありますが、その国道107号においては、9年前に大規模な土砂崩落が発生し、約8か月間もの長期に渡って全面通行止めとなった経緯があります。また、令和3年5月西和賀町大石地区において、地震の影響等により山側法面に変状が確認され土砂崩落の恐れが強まった際には通行止めとなり、令和4年11月には仮橋が設置されたものの、片側交互通行により迂回している状態であるなど、現在も災害復旧事業が実施されているところであり、令和5年7月からはトンネル掘削工事が進められております。

主要地方道花巻大曲線においても、平成30年4月に未改良区間の沢内川舟地内において道路脇から土砂崩落が発生し、さらに同年10月には別の個所においても新たな崩落が確認され、令和元年11月に通行止めは解除されたものの、冬期間の通行止めを含めた約2年間、地域住民にとって多様な役割を果たす道路が寸断された状態にありました。

こうした中、令和元年の岩手県議会9月定例会において、小倉山の2工区4号トンネルを含む未改良区間の工事について補正予算が可決され、その後、令和2年2月定例会において、令和4年度までの4ヵ年にわたる工事契約の議決がなされ、令和2年

度から本格的に工事着手となり、トンネル掘削工事の開始からわずか1年あまりの期間となる令和3年11月にはトンネルが貫通、令和4年10月には「川舟トンネル」と名称が決定し、さらに令和6年8月4日には、小倉山の2工区が念願の開通となったところであり、これまでの整備に対する並々ならぬご尽力に対しまして深く感謝しているところであります。

今後は、本路線の通年通行に向けた川舟地区及び豊沢地区（豊沢ダム側）における未改良区間についても、早期の事業化が望まれます。

つきましては、本路線が、交流・連携及び防災・減災に資する重要な路線としての機能を十分に発揮し、また、国道107号とのダブルネットワークの必要性に鑑み、未改良区間の早期事業着手につきまして特段のご高配を賜りますよう強く要望いたします。

(2) 主要地方道盛岡和賀線の歩道整備促進について

本路線は、盛岡市と北上市を結ぶ幹線道路であり、また国道4号を補完するルートとして、地域間の交流、連携及び産業経済の活性化を支える重要な役割を担っております。

本路線の沿線には人家や振興センターなどの公共施設があり、小中学生の通学路としても使われていますが、近年交通量が大幅に増大し、特に大型車両の増加が著しいことから、歩行者の安全対策が重要な課題となっております。

つきましては、北湯口地区の1,404mの歩道整備の早期完成に向けたより一層の事業推進について要望いたします。

(3) 主要地方道北上東和線の整備促進について

本路線は、東和地域と北上市更木地区を結ぶ重要な幹線路線であり、また、岩手県立中部病院へのアクセス道路として、東和地域のみならず大迫地域や遠野市等からの救急搬送や通院路線となっていることから、安全かつ、移動にかかる時間短縮が求められます。しかしながら、当該路線において、曲折、急勾配、幅員の狭小箇所など未

だ整備を要する区間が存在しております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進を要望いたします。

担当課：建設部道路課 0198-24-2111 (492)

1 6 一般県道の整備促進について

【県土整備部】

(1) 一般県道花巻田瀬線の整備促進について

本路線は、東和町田瀬地区と矢沢地区を結ぶ路線であり、奥州市や遠野市、一関市東部から花巻・盛岡方面へ向かう利用者も多く、重要な路線となっております。また、周辺にある田瀬ダムでは、毎年各種イベントのほか、全国規模のローイング大会が開催されるなど、観光やレジャーでの通行量が増大しております。

しかしながら、谷内峠付近は曲折、急勾配など未だ整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、改良整備促進について要望いたします。

(2) 一般県道下宮守田瀬線の整備促進について

本路線は、国道107号と国道283号を結び、東和町田瀬地区から隣接する遠野市宮守町、奥州市江刺区に通じる幹線道路であり、また、沿線には田瀬ダム、田瀬釣り公園、オートキャンプ場などが立地しており、毎年、各種イベントが開催され、特に、田瀬ダムでは全国規模のローイング大会が開催されるなど、観光やレジャーでの交通量が増大してきており、観光振興を支援する重要な路線となっております。

しかしながら、田瀬ダム堰堤付近は、曲折、幅員の狭小箇所など整備を要する区間が存在し、安全、安心な道路交通を確保する上で重要な課題となっております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、田瀬ダム堰堤から西側約600mと東側1,300mの改良整備促進について要望いたします。

(3) 一般県道石鳥谷大迫線の歩道整備促進について

本路線は、国道4号と大迫地域を結び、地域の交流や連携及び産業経済の活性化を

支える重要な路線であります。また、朝夕の通勤通学時間帯に主要道路を迂回する車両、特に大型車両による交通量が増大傾向にあります。沿線には人家が多く、近隣には保育園や小学校があり、通勤通学路として利用されておりますことから、歩行者等の交通安全対策が重要な課題となっております。

つきましては、道路利用者の安全確保のため、歩道整備について早期着手されるよう要望いたします。

(4) 一般県道花巻停車場花巻温泉郷線の延伸整備について

本路線は、花巻駅を起点とし、台温泉に至る延長約10kmの道路であり、花巻温泉郷を訪れる多くの観光客が利用しております。台温泉は、温泉旅館、自炊旅館、日帰り温泉が点在する歴史ある温泉街で、その利用者は宿泊客、日帰り客合わせて年間約70,000人にもなるほか、台温泉利用客や周辺住民にとっては本路線以外にアクセス道路が無いことから、観光面のみならず、生活道路としても非常に重要な道路となっております。

しかしながら、本路線は、急峻な自然斜面に囲まれ、並行して台川が流れ、上流には台川ダムがあるため、近年、全国的に頻発している集中豪雨などが発生した場合、斜面崩壊や地滑り、洪水や土砂の氾濫、流木の集積などにより道路が寸断されることが懸念されております。さらに、当該地区には迂回路がないことから、このような災害時においては、台温泉利用客や周辺住民の孤立化が危惧されております。

つきましては、災害に強い広域道路ネットワークの構築のため、本路線を主要地方道花巻大曲線まで延伸整備していただきますよう要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
大迫総合支所地域振興課	0198-48-2111 (150)
石鳥谷総合支所地域振興課	0198-45-2111 (245)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

1.7 自転車道の整備促進について

【県土整備部】

自転車は、近年、住民の健康増進や観光振興、環境への負荷軽減等にも貢献する乗り物として、その価値が改めて見直されております。

当市においても、県の地域経営推進費を活用したサイクルツアーモデル事業の実施や「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入し、情報交換を行いながら自転車文化の普及促進を図っているところであります。

一般県道遠野東和自転車道線は、遠野市土淵町伝承園から宮守町を經由し、花巻市東和町田瀬に至る延長29.8kmで計画された自転車道であり、平成12年4月の一部供用開始以降、サイクリングや散策等に利用されておりますが、柏木平地区から田瀬地区への一部区間が未整備となっております。

つきましては、遠野市宮守町柏木平から花巻市東和町田瀬までの3.3km（遠野市宮守町分2.5km、花巻市東和町分0.8km）の未整備区間について、更なる自転車活用を図るため早期の整備再開を要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

【県土整備部】

平成14年7月に発生した大雨は、市内全域で168戸の床上、床下浸水などの大きな被害をもたらしました。また、平成19年9月の大雨においても家屋の床上・床下浸水のほか、農地の冠水など甚大な被害が発生し、国土交通省当局のご尽力により、平成21年度北上川中流部治水対策事業として、市内の3地区（八幡地区、新堀地区、八重畑地区）が整備箇所として位置づけられ、輪中堤等による「連続堤だけによらない治水対策」を推進していただいております。

その後、北上川右岸の石鳥谷地区の堤防や八幡地区の輪中堤が完成するなど、市内における改修事業が着実に推進され、さらには防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、当市においても河道内の樹木伐採・河道掘削等を実施していただいたほか、令和3年度、南城地区において堤防強化を実施いただくなど、国への要請等にかかる県のご協力に深く感謝いたしております。

国が公表する北上川水系洪水浸水想定区域図によると、当市においては、1,000年に一度とされる想定最大規模降雨（L2）による洪水が発生した場合、石鳥谷地域東側の多くの居住地区が浸水想定区域となり、新堀地区及び八重畑地区の想定避難者数は1,800人、さらに稗貫川破堤時には、最大で約2,000人に上ると推計されています。また、150年に一度とされる計画規模降雨（L1）による洪水の場合においても、約1,300人の避難者が想定されており、これまでの指定緊急避難場所では収容しきれない状況であることから、市では令和5年4月より、同地区内にある公園、野球場の駐車場、県立高校の農場、民間ゴルフ場の4か所を、指定緊急避難場所として追加しました。

また、東和地域内を流れる北上川水系猿ヶ石川において、無堤防区間が多くあり支流中小河川との合流点において水位が上昇し農地等の冠水被害が懸念され、地域住民が大きな不安を抱えております。

そのため、北上川水系流域治水プロジェクト2.0（令和6年3月公表）におきましては、当市も流域のあらゆる関係者と一体となり、流出抑制対策や被害軽減対策、治水と環境の両立を図るためグリーンインフラの取り組みを行うとともに、流域治水対策等の支援事業を活用した、指定緊急避難場所へ向かう避難路の整備、追加した指定緊急避難場所の環境整備などを進めているところであります。

つきましては、国において、防災・減災、国土強靱化のための施策をより一層推進し、堤防等の基本的な治水対策施設の整備を計画的に実施されること、また、地方公共団体が実施する流域治水対策について、交付金事業等による新規支援制度や制度拡充などの柔軟な対応を講じることを国へ要請いただくよう要望いたします。

また、令和8年度治水事業費について大幅な増額や所要額を確保し、北上川上流河川改修事業の更なる促進が図られるよう、国へ要請いただくことについて、特段のご配慮をお願いいたします。

（1）北上川新堀地区の治水対策の早期着手について

一級河川北上川左岸石鳥谷大橋下流の新堀地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を要望いたします。

（2）北上川八重畑地区の治水対策の早期着手について

一級河川北上川左岸東雲橋下流の八重畑地区について、引き続き治水対策の検討を進めていただき、輪中堤整備等による早期の事業着手をお願いいたします。また、同地区の河川整備計画にある堤防未整備区間についても早期の事業着手を要望いたします。

（3）北上川八幡地区の堤防整備の早期着手について

一級河川北上川の井戸向橋付近から下流の右岸側約3.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。

(4) 北上川宮野目地区の堤防整備の早期着手について

一級河川北上川の東北横断自動車道釜石秋田線北上川橋付近から下流の右岸側約2.0km区間について、早期の堤防整備を要望いたします。

(5) 北上川外台地区の堤防整備の延伸について

一級河川北上川と一級河川豊沢川との合流点より下流右岸側は、平成15年度事業において延長0.6kmの堤防が整備されましたが、その下流側は、現在も無堤防区間となっていることから、さらに約1.2kmの堤防整備を要望いたします。

(6) 北上川水系猿ヶ石川の河川改修について

猿ヶ石川右岸の東和地域安俣地区（矢崎橋付近から上流右岸約1.0km）と同左岸の南成島地区（毘沙門橋付近から上流左岸約0.5km）の無堤防区間について、堤防整備等による河川改修の早期着手を要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
石鳥谷総合支所地域振興課	0198-45-2111 (245)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

【県土整備部】

近年の台風や豪雨を原因とする家屋の床上・床下浸水や農地の冠水などの被害については、地域住民が大きな不安を抱えており、災害に強い河川への改修を求める要望が多く寄せられているところであります。突発的、多発的に発生する浸水被害を軽減するためには、築堤工事や護岸整備といった中長期的な事業のほか、樹木伐採や河道掘削等、それぞれの地域に即した緊急的な対策が必要であり、当市の河道内の樹木伐採、河道掘削等を実施していただいていることに深く感謝しております。

引き続き、河川の氾濫や浸水等による被害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、県管理河川の改修整備促進について要望いたします。

(1) 滝川の河川改修整備の早期着手について

東和町砂子地区を流れる一級河川滝川は、北上川水系毒沢川の支流であり、毒沢川合流部からの約1.1kmは河川改修が終了しているものの、上流部の1.7km区間は未改修のため出水により河岸が被災した際には、部分的・点的に災害復旧事業で被災箇所を復旧している状況であり、近年の局地的な豪雨による出水時は河川断面が小さいため、溢水して農地に冠水被害を及ぼすことが想定されていることから河川改修整備が必要であります。

つきましては、未改修区間の河川改修整備について、早期に計画に掲載し事業着手されるよう要望いたします。

(2) 県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削について

県管理河川における河道内の樹木伐採・河道掘削の必要な箇所について、引き続き事業を実施し、河道内の断面不足の解消を速やかに講じるよう要望いたします。

担当課：建設部道路課	0198-24-2111 (492)
東和総合支所地域振興課	0198-42-2111 (341)

20 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業における対象者拡充
と受入体制の充実について

【保健福祉部】

医療的ケアを必要とする在宅の重症児（者）とその家族を支援するため、県においては「岩手県在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業」を平成29年10月1日から実施され、本市においても「花巻市在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業実施要綱」を定め、県と同日から支援体制を整備したところであります。

当該事業は県の実施要綱第2の別表第1における判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児（者）、10点以上25点未満の場合を準超重症児（者）と定義し、短期入所支援に係る事業所への補助金を県と市町村がそれぞれ2分の1を負担するものですが、判定スコアが10点未満障がい児（者）についても経管栄養や胃ろう、吸引、導尿などの医療的ケアが必要であり、家族の負担感は変わらないにも関わらず、当該事業の対象者から除外されており支援を受けることができない状況にあります。さらに、知的障がいと身体障がいを併せもつ「重症心身障がい児」に関しても、当該事業の対象者から除外されている状況であります。つきましては、判定スコア10点未満の障がい児（者）と「重症心身障がい児」を本制度の対象とされ、介護の負担が大きい在宅重症児（者）等の短期入所受入体制の充実が図られるよう要望いたします。

担当課：福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (584)

2 1 6 5 歳以上の高齢障がい者が障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減について

【保健福祉部】

改正障害者総合支援法の施行に伴い、同法施行令及び同法施行規則が平成30年4月1日に改正され、65歳に至るまで長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）する仕組み（新高額障害福祉サービス等給付費）が創設されましたが、その対象者の要件は、次の全ての要件を満たすものとされています。

- 1 65歳前5年間引き続き特定の障がい福祉サービスを利用した者
- 2 障がい福祉サービス相当の介護保険サービスを利用した者
- 3 障がい支援区分2以上であった者
- 4 非課税世帯・生活保護世帯であった者
- 5 65歳前に介護保険サービスを利用していない者

しかし、上記要件を全て満たす高齢障がい者は一部に限られ、介護保険サービスの利用者負担が新たに生じることから、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行が困難となっています。

つきましては、全ての高齢障がい者が介護保険サービスに移行するにあたり利用者負担が軽減されるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

担当課：福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (584)

2 2 地域生活支援拠点等の整備について

【保健福祉部】

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、障がい者の高齢化・重度化・家族支援が受けられなくなった場合を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する「地域生活支援拠点等」の整備が市町村の努力義務となり、その機能の充実のためコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況の検証及び検討をすることとされたところです。

しかし、令和6年4月時点での地域生活支援拠点等の全国の整備状況は、全国自治体数1,741市町村に対し、1,270市町村で、整備率は72.9%と未整備の市町村がある状況にあります。

この背景には、サービス機能の連携強化や新たな支援体制の構築が必要かつ重要であるにもかかわらず、それらを推進するための人的経費や整備にかかる財源が確保されていないことが大きな要因としてあるものと考えます。

当市においては、国の指針に基づき地域生活支援拠点等の体制整備を進め、令和4年3月から事業を開始しております。

当市の令和7年度の地域生活支援拠点に係る予算措置は、37,232千円であり、運営経費のほとんどが市の一般財源等となっております。

整備の推進と今後の運営に係る財源としては、国の地域生活支援事業の「地域生活支援拠点等・ネットワーク推進事業」の活用が可能となっておりますが、対象事業は体験利用等居室確保事業、専門的人材の確保・育成等、拠点コーディネート事業に限られており、運営に係る人件費、緊急時の受け入れに係る経費、管理や運営のためのシステム経費等は対象になっておりません。また、補助対象経費の1/2以内の補助となっておりますが、令和5年度は圧縮率57.7%と国の予算内での交付となるため、満額支給されていません。加えて、地域生活支援拠点等の機能の一つである「相談支援」につい

では、今まで基幹相談支援センターを中心として市内8か所の相談支援事業所との連携により実施してまいりましたが、増加する相談業務に対応するために、人的経費の他、多くの経費を投入し現在に至っている状況であり、国の支援として普通交付税措置がされているとはいえ、支出が増大する中で現状において用意されている補助金のみでは、今後の地域生活支援拠点等の持続的な運営に支障をきたすことも予想されます。

つきましては、今後、家族支援が受けられなくなった場合等、さらに必要性が高くなる地域生活支援拠点等の整備について、持続的に運営するためには財源確保等が喫緊の課題であることから下記のとおり要望いたします。

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び持続的な運営のため、国において新たな補助金制度を創設すること。また、現在の地域生活支援事業の補助対象を拡充するとともに、満額の支給とし十分な財政措置を講じるよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

(2) 岩手県におかれましても、地域生活支援拠点等の整備及び持続可能な運営を支援する新たな補助金制度を創設するとともに、他自治体の先進的な取組等に関する情報提供や関係機関との意見交換会の開催について検討いただきますよう要望いたします。

担当課：福祉部障がい福祉課 0198-24-2111 (593)

2 3 国民健康保険に対する財政支援について

【保健福祉部】

市町村の国民健康保険は、他の医療保険（被用者保険、後期高齢者医療制度）に加入されていないすべての住民を対象とした医療保険であり、わが国の国民皆保険の根幹をなす制度であります。

この市町村の国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多いこと、医療費水準が高いことなど構造的な課題を抱えていることから、持続可能な保険医療制度を構築するため、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担う新しい国民健康保険制度が始まっております。

この制度改革により、国民健康保険の財政基盤について安定を図るため、国から毎年約3,400億円の財政支援が行われておりますが、制度が抱える構造的な課題や年々増え続ける医療費により、依然として国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。

つきましては、住民に身近な医療保険である国民健康保険を今後も安定して存続させるために、引き続き国による財政支援の継続と更なる拡充について、国へ要請していただきますよう要望いたします。

担当課：福祉部国保医療課 0198-24-2111 (601)

【教育委員会事務局】

日本に定住する外国人世帯の増加により小・中学校での在学を希望する外国人児童生徒が増加傾向となっており、教員等との意思疎通が十分にできず、学校生活に適應できない児童生徒への対応が求められております。花巻市においては、当該児童生徒に対し、日本語指導及び学校生活支援のため、独自に講師派遣を行い対応しているところですが、外国人生徒が扱う言語は英語、中国語、タガログ語など多様であり、対応できる指導講師の確保について困難を極めております。

つきましては、外国人児童生徒の実態に応じた教育の充実を図るため、県におかれましては、日本語指導担当教員の計画的・安定的な配置がなされるよう人材確保体制の構築と、係る経費に対する財源確保を要望いたします。

担当課：教育部学校教育課 0198-45-1311 (361)

2 5 部活動指導体制の環境を整備するための財政措置の継続について

【教育委員会事務局】

学校教育法施行規則が改正され、中・高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（教育課程外）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員が新たに位置づけられました。この改正により、部活動指導員は部活動の指導、顧問、単独での引率を行うことが可能になるなど、部活動指導体制が充実しました。

花巻市教育委員会が令和6年度に実施した調査によると、中学校教員においてはその時間外勤務の約10パーセントが部活動指導によるものであり、平成30年度以降、概ね減少傾向にあるものの、依然として大きな負担となっていることから、部活動指導員の配置は教員の負担軽減はもちろんのこと、生徒へのきめ細やかな指導が期待されているところです。

花巻市においては、国県補助制度を活用しながら市内全中学校に指導員を配置して部活動指導の充実と教員の負担軽減を図ることとしておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年度から指導員の身分が会計年度任用職員に移行され、部活動指導員の報酬、期末手当・勤勉手当及び交通費が補助対象経費となったものの、大会等に引率する際の旅費については補助対象経費に含まれていないところです。

つきましては、教員の負担軽減及び部活動指導体制の充実を図るため、部活動指導員が大会等に引率する際の旅費についても補助対象経費とし、地域連携の推進によるスポーツや文化の充実した部活動を担保するため、部活動指導員配置の補助制度を継続していただきますよう国へ要請いただきますよう要望いたします。

担当課：教育部学校教育課 0198-45-1311 (361)

【教育委員会事務局】

(1) 県立高等学校の再編について

「新たな県立高等学校再編計画(前期計画)」が平成28年3月29日に策定され、当市に設置されている県立高等学校のうち、大迫高等学校につきましては1学級校として存続することをお認めいただき、また、花巻南高等学校、花北青雲高等学校については、学級減等の対象となっておりましたが、いずれも実施が見送られたところがあります。さらに、令和3年5月24日に公表された令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期計画においても、当市に設置されている県立高等学校については、いずれも再編の対象とならなかったところであり、県立高等学校の再編に係る県教育委員会のご英断に深く感謝申し上げる次第です。

高等学校教育の機会均等を堅持することは、本県の将来を担う人材の育成という観点から極めて重要であり、また、地方創生への取組の推進という側面からも高等学校の存続や定員の維持は必要不可欠な要素であることから、改めて以下の内容について、次期県立高等学校再編計画に反映されるよう要望いたします。

①大迫高等学校につきましては、平成30年度から県教育委員会のご理解を賜り、県外からの留学生の受入れを実現し、地域の伝統文化や産業をはじめとした探究学習や個に応じた学習の充実を図るなど、小規模校の特性を生かした生徒一人ひとりに合わせた指導を行ってきたところです。また、「地域みらい留学」事業の活用により、地域の方々や関係団体と連携し県外からの留学生募集に取り組むなど、これまでに大迫高等学校の魅力を情報発信したほか、生徒への支援補助の拡充を図ってきました。

現在の県立高等学校再編計画(後期計画)において、1学年1学級の学校については、入学者数が2年連続で20人以下となった場合には、原則として、翌年度から募集停止とし、統合に向けた協議を行うこととされ、また再編の方向として、1学

級校については、できる限り維持しつつ、入学者の状況や地域の実情等を踏まえながら、その在り方を検討するとされておりますが、社会的自立を目指し小規模校ならではの特色ある教育活動により魅力化を図る同校への進学を求める市内外の生徒や県外からの留学生が一定数いる現状を踏まえ、原則にとらわれることなく地域への十分な説明や実情等の意見聴取に努めながら、慎重なご対応をお願いするとともに、次期高等学校再編計画においては少子化が進行する現状を踏まえ20人以下を目安として捉えている募集停止基準を見直し、小規模校でも引き続き1学年1学級校を維持しながら地域に必要な同校を存続させるよう要望いたします。

②花巻農業高等学校については、宮沢賢治先生が教鞭をとったゆかりの深い非常に価値のある学校であり、令和7年度には92人の生徒が入学するなど一定の生徒数を確保しており、今後も生徒数の確保に努めながら後世に残し守っていかねばならないと捉えているほか、花巻南高等学校や花北青雲高等学校のように入学者数が十分確保できる高校についても、引き続き学級数を維持し、それぞれの地域で教育の機会を保障するとともに、進路の選択肢の拡大や地域を学ぶカリキュラムの構築など、それぞれの高校の魅力を高める施策の充実に努めるよう要望いたします。

③専門高校全般においては、工業、農業、商業等の地域の産業を支える人材確保のため、多様な専門分野を維持するだけでなく、産業教育を一層充実させ、地元企業が必要としているAIなどの最新技術を使いこなせる人材の育成に取り組むよう要望いたします。

(2) 県立の併設型中高一貫教育校の新設について

併設型中高一貫教育校につきましては、次世代のリーダーとして、将来の岩手県に貢献できる人材の育成を目指し、平成21年4月に県立一関第一高等学校で導入されたところであり、これまでの入学志願倍率は附属中学校、高等学校ともに順調に推移

しているものと推察いたします。近年は少子化の影響はあるものの入学志願倍率が前年度を上回ってきており、令和7年度は附属中学校が1.74倍、高等学校が1.10倍とここ3年間で一番高くなっております。同校においては、異年齢間の協働を基盤とした中高一貫教育による段階的な探究活動と科学技術人材の育成に力を入れるなど、6年間にわたる一貫した取組により、毎年、難関大学や医学部医学科への進学者を輩出しており、本年度においても難関大学に16人、医学部医学科に14人が合格するなど、次世代のリーダー足り得る人材の育成が着実に推進されている状況にあり、進学を目指すこれからの生徒・保護者のため、ぜひとも県内でその成果を拡充していくべき時期になっていると考えます。

花巻市内の進学校である花巻北高等学校は、令和7年度の市外からの進学者数が73人で、大学進学を希望する生徒にとって中部地域における拠点校となっている一方で、市内生徒のうち、盛岡市内の進学校に10人が入学しており、毎年、成績上位者の市外流出が続いております。しかしながら、これらの市外進学校への通学には、花巻市の中心部からでも1時間半を要することから、盛岡市内に家族でアパートを借りるなど、生徒と保護者に大きな負担が生じております。すでに一定の成果を挙げている一関第一高等学校と同様の併設型中高一貫校を、中部地域におけるJR等の交通の要衝である花巻市に設置することで生徒と保護者の負担が解消されるとともに、周辺自治体の生徒にとっても難関大学等へ進学するための選択肢の拡大が図られ、その対象は中部地域における進学の拠点校である花巻北高等学校とすべきと考えます。

県教育委員会におかれましては、昨今、難関大学に加え医学部進学プログラムを拡充し、県全体で一堂に会して勉強しあう体制を構築しているほか、すべての県立高校において、探究プログラムを本格的に実施するなど優秀な人材の育成に積極的に取り組んでいただいておりますが、学力の向上には各校における日々の授業の積み重ねが最も重要であり、カリキュラムの自由度を高め人的交流を図るなど、6年間に渡る一貫した取組に勝るものはないと考えます。

併設型中高一貫教育校の新設については、平成30年度に要望を挙げて以降、「一関第一高等学校の大学進学実績や大学卒業後の進路状況を検証しながら今後の方向

性について検討する」との岩手県の回答でありましたが、令和7年4月に策定された「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」において、一関第一高等学校の実績が評価され、中高一貫教育の成果が初めて明確に示されたことに感謝申し上げます。

昨年3月に開催された「県立高等学校教育の在り方検討会議」で示された資料において、県内の難関大学への進学者がこの10年で半分近くに減少しており、県教育委員会から特に東北大学の入学者数が首都圏からの流入が多く、新入生の東北出身者が減り続けているというコメントがありました。また以前の新聞報道には、特に岩手県の減り幅が大きく、難関大学に届く生徒を育てきれていないのが実態であり、盛岡第一高等学校の1強に次ぐ高校がないと厳しいとの記事がありました。全国的に見ても併設型中高一貫教育校の評価が高く増加傾向にあり、また他県においては、県教育委員会が「県立高校改革プラン」に一貫校の拡大方針を盛り込み、県全体で中高一貫校に取り組み人材育成に成果を上げている好事例もあるほか、大学入試においても「探究力入試」を取り入れる大学が増えており、教育の転換期に差し掛かっております。中学生の段階から生まれる都市部との学力差を解消するためにも、今まさに、岩手県としても併設型中高一貫校の拡大に舵をとる時期にあると考えます。

花巻北高等学校への新設は、「県立中高一貫校の充実した教育を受けさせたいが、1校のみで遠く通えない。」という保護者の要望に応えるものであり、同時に企業進出が続く中部地域に併設型中高一貫教育校を設置し高い進学実績を実現することは、教育に対する意識が高い保護者にとって、子どもの進学を視野に入れた移住を選択・決断する大きな要因ともなり、本県の人口増加や地域振興につながるものと考えます。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

- ①花巻北高等学校を併設型中高一貫校とし、意欲ある子どもたちに、より良い学習環境を提供するとともに、実施に当たっては、進学を目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、6年間一貫のカリキュラムに従って学習する、いわゆる「別クラス型(中高一貫クラス)」の制度導入についても併せて検討するよう要望いたします。

②一関第一高等学校の実績が評価され、併設型中高一貫教育校の成果が長期ビジョンに明確に示されたことから、次期高等学校再編計画において、併設型中高一貫教育校の設置について、明記くださるよう強く要望いたします。

担当課：教育部教育企画課	0198-45-1311 (323)
大迫総合支所地域振興課	0198-48-2111 (214)

【教育委員会事務局】

子育て世帯の生活における経済的な負担感が、円安等を要因とする物価高騰により、今までになく大きくなっている状況にあります。

本市では、これまでも保育料等の減免により、子育て世代の経済的負担の軽減に努めてまいりましたが、令和5年度からは、学校給食における食材料費の高騰が続く中であっても、保護者の学校給食費の負担を増大させないよう、地方創生臨時交付金を活用し、食材料費の価格高騰分を市が負担することで、保護者の経済的負担のさらなる軽減に努めております。

学校給食費の無償化について、令和7年2月25日、「小学校を念頭に2026年度に実現する。中学校への拡大もできる限り速やかに実現する。」との内容にて、自民、公明両党、日本維新の会の3党首が2025年度予算案の修正に関する合意文書に署名し、小学校は2026年度に無償化が実現する予定となりましたが、制度の具体的な内容については示されていないところです。学校給食費の無償化は、現在の保護者の負担軽減のみならず、若い世代が今後安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会を実現していくための大きな布石となるものと考えます。

このことから、県におかれましては、国に対し、中学校も含め、国の財政措置により持続可能な無償化の制度を構築し、早期に実現されるよう強く要望していただきますとともに、国における学校給食費の無償化が実現するまでの間、学校給食費の無償化に取り組む県内自治体に対し、補助金を交付する等により学校給食費の無償化に向けた取組を支援していただきたく要望いたします。

担当課：教育部学務管理課学校給食管理室 0198-45-1311 (302)

2 8 不妊治療の現状及び県内企業等への啓発等に関する 施策検討について

【保健福祉部】

令和4年4月から不妊治療が医療保険の適用とされ、不妊治療を受けられる方々の経済的な負担が軽減されましたが、本市では保険適用後の自己負担額についてもさらなる支援が必要と判断し、医療保険適用の有無に関わらず、医師が必要と判断した不妊治療及び検査に対して支援する、市独自の助成制度を令和6年度から開始したところです。

このように、不妊治療に対する経済的な支援は拡大されてきておりますが、厚生労働省が令和5年度に行った「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」によると、アンケートに回答があった半数以上の企業が不妊治療を行っている従業員の把握ができていない、また不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度等がある企業は3割未満である結果などから、仕事と不妊治療を両立できる環境と、周囲の理解や支援はまだまだ十分でないと認識しております。

岩手県においては、県内の中小企業等を対象に「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度と、その認証に基づく公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」制度がありますが、不妊治療を受けやすい環境整備をさらに加速させるために以下の取組を要望いたします。

- (1) 不妊治療に関する現状も含め、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度や「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」について、県内企業・事業所等に対して、引き続き啓発を推進すること。
- (2) 従業員が不妊治療のために休暇を取得した場合に、当該企業等に対して助成金を交付するなど、仕事と不妊治療が両立できる新たな施策の検討・構築を行うこと。

担当課：健康こども部こども家庭センター 0198-24-2111 (71-420)

【保健福祉部】

当市では、保護者等が安心して子育てができる環境づくりを推進するため、岩手県が行う医療費助成事業を導入の上、すべての高校生等までの子どもや妊産婦が医療費助成の対象となるよう所得制限を撤廃したほか、就学前児童においては医療費の全額を助成するなど、市独自に子どもや妊産婦に対する医療費助成の拡充に取り組み、子育て世帯の経済的負担軽減に努めているところです。

岩手県においては、総合的な子育て支援施策の一環として、平成28年から現物給付の対象を拡大していただき、現在は妊産婦及び高校生等以下の子どもが、県内の医療機関で現物給付を受けることが可能となっております。

しかしながら、出産や子育てに対する支援への取組は、個々の自治体や一地方だけの対策では限界があることから、子どもや妊産婦の医療費助成の仕組みについて要望いたします。

- (1) 全国市長会を通じて国による全国一律の制度創設を要請しておりますが、議論が本格化していない状況にあります。

つきましては、所得や地域等に関係なく、子育て世代の誰もが安心して子どもを産み育てる環境の実現が図られるよう、18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする「全国一律の医療費助成制度」の創設について国へ要請していただきますよう要望いたします。

- (2) 岩手県においては、小学生や乳幼児の医療費助成について、一部、県単独事業分の補助がありますが、当市を含めた県内全市町村では、高校生まで医療費助成の拡充を進めることで、財政負担がさらに大きくなっている状況にあります。

つきましては、県内におけるすべての子どもに対する医療の充実と子育て家

庭への支援の取組を将来的に継続していくために、高校生まで県単医療費助成事業を拡大していただきますよう要望いたします。

担当課：福祉部国保医療課 0198-24-2111 (601)

【保健福祉部】

本市においては、保育所等の待機児童が毎年発生しておりましたが、令和7年4月1日現在では、4年ぶりに待機児童ゼロとなりました。しかし、年度途中においては、育児休暇後の職場復帰に伴う入所申し込みの増加などに伴い、すでに待機児童が発生している状況となっております。これは保育利用希望者に対する施設の利用定員数は充足しているものの、保育人材の不足により、施設によっては利用定員数まで児童を受け入れることが困難な状況にあることが要因であると捉えております。

このことから本市では、奨学金返済者への助成や保育士の復職支援、新卒保育士に対する就職支援金貸付、家賃補助など、保育士確保のための事業に継続的に取り組んでおりますが、市内の私立保育施設においては必要な保育士数の採用には至っていない状況にあります。

保育士養成機関の関係者からは、給与水準が高く福利厚生も充実している関東方面の保育施設に就職される方も相当数あると伺っており、県内の保育士の賃金が全国に比べ低い状況にある中、保育士の確保は依然厳しい状況にあります。

つきましては、人材不足の解消を図り、保育の質の向上につなげるため、公定価格の引き上げなど、特に地方の保育士定着に向けた処遇改善を行っていただくことについて、引き続き国へ要請いただきますよう要望いたします。

担当課：健康こども部こども課	0198-24-2111 (541)
----------------	--------------------

3 1 岩手県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について

【保健福祉部】

県立東和病院は、花巻市東和地域、大迫地域、矢沢地域及び遠野市西部地域等の住民の「かかりつけ」医療機関として軽症者、回復期患者の入院を受け入れているほか、救急告示病院として救急患者を年間1,700人程度受け入れているなど、地域にとって欠かすことができない重要な医療機関であります。また、県立中央病院附属大迫地域診療センターは、花巻市大迫地域内における唯一の医療機関であり、地域医療を支えるために必要不可欠な存在であります。

令和元年9月に厚生労働省が求めた公立病院等の「再編統合」の検証については、令和元年11月28日に花巻市を含む岩手中部構想区域の地域医療構想調整会議において、東和病院の再編統合に関する対応方針について協議・検証が行われ、平成30年度に圏域全体で不足している回復期病床へ病床転換済みであり、国が求める再編統合の方針に沿った適切な対応が既になされていることから、再編統合の検討対象とはならないとの方針が全会一致で了承され、岩手県では、この検証結果を県の検証結果として、令和2年4月に国へ報告済みと伺っています。

国では、持続可能な地域医療提供体制を確保するために公立病院の経営を強化していくことが重要であるとして、令和4年3月29日付けで「公立病院経営強化の推進について（通知）」を発出し、病院事業を設置する地方公共団体は、「公立病院経営プラン」を策定し、病院事業の経営強化に取り組むこととされており、岩手県では、令和6年12月に令和7年度から令和12年度までを計画期間とする「岩手県立病院等の経営計画」を策定し、その計画の中で今後の方向性として県立東和病院の基本方向は「圏域の地域病院として、基幹病院と連携しながら、主に回復期の機能や、在宅医療、検診等の身近な医療を担う」として、主な役割は「医療・介護・福祉・行政との連携、協働により、レスパイト入院の受入れや在宅医療の実施等、地域包括ケアシステムの一翼を担う」こととされ、大迫地域診療センターは基本方向として「地域におけるプライマリケア領域

の外来医療を担う」ものとし、主な役割は「医療・介護・福祉・行政との連携、協働により、在宅医療の実施等、地域包括ケアシステムの一翼を担う」と記載されています。

県立東和病院及び大迫地域医療センターは、地域における地域住民のかかりつけ医療機関であるとともに、地域住民にとって欠かすことができない地域包括ケアシステムの一翼を担っている機関であることを重視し、現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置いただきますようお願いいたします。

担当課 健康こども部地域医療対策課 0198-24-2111 (71-305)

3 2 県立中部病院への障がい児・者の歯科治療を行う部署の設置 について

【保健福祉部】

本市では、花巻市健康増進計画およびそのアクションプランである健康はなまき21プランに基づき、花巻市歯科医師会のご協力を得ながら市民の口腔保健の推進に取り組んでおります。障がい児・者の口腔ケアについては、歯科健康診査事業や訪問歯科診療事業などの歯科保健事業を通じて推進しておりますが、障がい児・者は十分なセルフケアを行うことが難しく、むし歯や歯周病に罹患しやすく、また悪化しやすいことから、障がい児・者の歯科治療の需要は多いと認識しております。

障がい児・者の歯科治療については花巻市歯科医師会会員の医師が個別に対応しておりますが、患者の心理的・身体的な特性などから、対応が可能な個人歯科医院は少数であり、また、特に治療に際し強い拒絶反応を示す患者に対しては全身麻酔を要する場合もありますが、個人歯科医院ではその体制を整備することは難しく治療が困難です。

現在全身麻酔を必要とする障がい児・者の歯科治療を行える診療科は、岩手医科大学附属病院歯科医療センター、県立磐井病院のみとなっており、障がい児・者及びご家族にとって、治療を受けるために遠距離の市外の病院へ通うことが時間的にも経済的にも負担となっております。

障がいのある患者のご家族からは、より身近なところでの治療を望む声が多く聞かれているところであり、岩手県においては令和5年度に「イー歯トープ8020プラン」(第2次)を策定され、その中で岩手医科大学との役割分担と連携のもと、民間の歯科診療所を含め県全体として受け入れ態勢の整備に向けて取り組んでいくと伺っております。

つきましては、障がい児・者とそのご家族が歯科治療を安心して受けられるよう、岩手中部保健医療圏における基幹病院である県立中部病院に全身麻酔も可能とする障がい児・者の歯科治療を行う機能の整備を行っていただきますようお願いいたします。

担当課：健康こども部健康づくり課 0198-24-2111 (71-304)

3 3 【共同要望】岩手中部地域医療情報ネットワーク事業の支援 について

【保健福祉部】

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められておりますが、厚生労働省の総合確保方針によると、その構築のためには、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」が重要とされています。

岩手中部医療圏域においては、NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会が運用する「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット（以下「いわて中部ネット」という。）」により、医療介護の情報連携を図っております。

岩手県が実施する「いわて医療ネット」が県立病院と岩手医科大学との情報連携及び医療機関の検索機能を有するのに対し、「いわて中部ネット」は、地域内の医療・介護・福祉等の関係機関と地域住民との診療情報の共有を目的とした社会インフラとしての重要な役割を担っており、気仙医療圏及び両磐医療圏で運用されている「未来かなえネット」と二次医療圏を越えて接続するなど、国が目指す全国的な保健医療情報ネットワークの基礎として持続的な運営が求められております。

しかしながら参加施設の伸び悩みにより、いわて中部ネットの運営に当たっては圏域4市町からの財政支援が不可欠な状況となっており、段階的に減少する見込みであった支援は恒常的になる可能性があります。

つきましては、いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行っていただくよう要望いたします。

また、国においては、より質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関、薬局及び介護事業所等において、保健・医療・介護の情報を共有するシステム「全国医療情報プラットフォーム」の構築を進めており、その動向を踏まえつつ、いわて中部ネットや同様な目的で構築された県内のネットワークが保有する情報を活用できる全県的な医

療情報連携体制の整備を進めていただくよう要望いたします。

(共同要望市町村：北上市、遠野市、西和賀町)

担当課：健康こども部地域医療対策課 0198-24-2111 (71-305)

3 4 再生可能エネルギー事業に係る環境影響評価の規模要件拡充 について

【環境生活部】

平成24年7月に固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、再生可能エネルギーの導入が急速に進み、特に太陽光発電の導入は大幅に拡大しており、立地に伴う土砂の流出や濁水の発生、景観への影響など様々な問題が全国各地で生じております。

本市においては、「花巻市環境基本条例」に基づき策定した「第3次花巻市環境基本計画」において、再生可能エネルギーへの転換に際しては、豊かで恵まれた自然環境や景観資源等に十分に配慮しながら導入を検討することを明記しているところでありますが、民家や市民の憩いの場として親しまれている公園の近隣地にメガソーラーが設置されるなど、関係法令に基づいた手続きや事業者から地域住民への説明は行われてはいないものの、周辺環境の悪化や景観の阻害など、地域住民の住環境への悪影響や土砂災害の発生が懸念されております。

国では地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を令和4年4月1日付けで制定し、この省令において、国は全国一律の基準として、促進区域から除外すべき区域及び市町村における促進区域設定時に考慮すべき事項を定めております。

国が定める除外すべき区域は、国定公園及び国立公園の特別保護地区や国指定鳥獣保護区の特別保護地区など最小限の区域とされ、地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等の災害の発生するおそれがある区域は、市町村における促進区域の設定時に考慮すべき事項にとどまっており、市町村が任意で再生可能エネルギー発電設備の設置に係る促進区域を除外することは難しい状況であると認識しております。

国では、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく考えの一方で、災害や環境への影響等の課題が生じていることを踏まえ、地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した再生可能エネルギー導入拡大を進めるため、再生可能エネルギー発電設備の適正な導

入及び管理のあり方に関する検討会を経て、令和4年10月に提言を公表しています。本提言を踏まえ、関係法令の改正により、太陽光発電に関わる林地開発許可の対象基準の引下げが令和5年4月1日に施行され、また、森林法や盛土規制法等の土地開発に係る許認可をFIT申請の要件とするなど認定手続きの厳格化を図ったほか、令和5年6月に公布された「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」による再エネ特措法の一部改正においても、地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することなど対策を講じている状況ではありますが、抜本的な課題の解決には至っておりません。

当市においても、再生可能エネルギーの利用促進について、その重要性を認識しておりますが、利用促進と同時に市の景観資源、自然環境及び市民の生活環境を守ることも重要であり、環境省令で規定されている国の基準や県が国の基準に基づいて定める都道府県基準に基づき、市民の声を聞いた上で促進区域を設定するだけでは、再生可能エネルギーの利用促進と景観資源や市民の生活環境を守ることの両立が困難となることを懸念しております。

また、関係法令の一つである環境影響評価法については、同法施行令の一部改正によりこれまで環境影響評価の対象外であった太陽光発電事業が対象事業として追加され、令和2年4月1日に施行されましたが、その規模要件は第1種事業で出力4万キロワット以上（面積100ヘクタール相当以上）、第2種事業で出力3～4万キロワット（面積75ヘクタール相当以上）と大規模なものとなっており、また、風力発電事業についても第1種事業で出力5万キロワット以上、第2種事業で出力3万7,500～5万キロワット、地熱発電事業についても第1種事業で出力1万キロワット以上、第2種事業で出力7,500～1万キロワットと環境影響評価の対象となるのは大規模なものに限定されているものであり、岩手県環境影響評価条例についても、第1種事業で事業敷地面積50ヘクタール以上、第2種で20ヘクタール以上50ヘクタール未満とされており、法や条例に基づく環境影響評価の対象とならない事業については、国のガイドラインを活用し、自主的な取組を求めるのみとなっております。

つきましては、小規模であっても地域住民の生活環境や自然環境、景観に重大な影響を及ぼす可能性がある事業など、地方公共団体が直面する課題に対応できるよう、環境影響評価の対象となる規模要件の範囲拡大を検討するよう国に要請していただきますとともに、岩手県環境影響評価条例に基づく、太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象規模要件の範囲拡大についてご検討いただきますようお願いいたします。

担当課：市民生活部生活環境課 0198-24-2111 (423)

3 5 早池峰山登山者受け入れに係る安全確保と環境保全について

【環境生活部】

平成27年度には15,767人でありました早池峰山の登山者数は、平成28年5月に発生した河原の坊登山道の崩落や新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだものの、令和5年度は12,626人、令和6年度は1,767人増の14,393人となり、徐々に回復傾向にあります。河原の坊登山道は早池峰山の主要登山道であり、崩落前は登山者の約半数が河原の坊登山口から登山しておりましたが、閉鎖後はほとんどの方が小田越登山口を利用している一方で小田越登山口は河原の坊登山口と異なり、駐車場やトイレがなく、登山者は河原の坊登山口から30分ほど歩き小田越登山口から登山せざるを得ない状況です。また、登山者の安全確保と登山道外歩行から高山植物を保護するために設置されているロープや案内表示等の老朽化が進んでおりますことから登山道の整備について要望いたします。

(1) 小田越ルート（小田越登山口→山頂）の整備

小田越登山口周辺には常設のトイレがないことから、自然環境に配慮したバイオトイレの整備を行うこと。また、登山者がコースから外れて高山植物等に影響を与える懸念があることから、登山者がコースから外れないように経年劣化したロープの更新などを行うこと。

(2) 縦走ルート（早池峰山→中岳→鶏頭山）の整備

縦走ルートは、早池峰山登山コースで一番延長が長く、これまで利用者が少なかったことからコースが荒れているほか、案内表示や番号札の更新が行われておらず、ところどころ棄損や欠損していることから、国定公園区域内の登山道について、登山者の安全確保のため経年劣化したロープや案内表示等の更新などを行うこと。

担当課：大迫総合支所地域振興課 0198-41-3124 (220)

3 6 移住支援事業における返還制度に係る国・県・市負担の 公平化について

【商工労働観光部】

移住支援事業における移住支援金の対象者に支援金を支給した市町村は、返還が必要となった対象者に対し、国と都道府県の負担分を合わせた全額の返還請求を行い、対象者から返還を受けて都道府県に返還することが想定されており、対象者から債権回収できない場合には、都道府県からの返還の求めにより、市町村負担分はもとより、国負担分及び場合によっては都道府県負担分を含む返還対象金額全額を市町村が負担しなければならない可能性があります。

岩手県としては、各市町村の債権管理状況及び債権回収が困難と判断した事情に基づき個別に判断することとしていることから、令和2年9月に「移住支援金実施マニュアル」を策定し、一定のルールを示していただきました。

しかしながら、依然として返還対象の5年間は、全ての移住支援金受給者の状況を常に把握する必要がある上に、返還が必要となった場合には、支給金額が多額のため対象者が返還に応じないこともあることが考えられ、市町村は訴訟による債権回収を行わざるを得ない可能性があるなど事務負担が大きく、また、債権回収できない場合は市町村負担分に加え、国負担分及び場合によっては岩手県負担分を含む返還対象金額全額を市町村議会の承認を経て予算措置する必要性が生じ、その財源として一般財源により返還する必要があるなど、市町村の大きな負担となる可能性もあります。さらに、令和5年度には「子育て加算」が増額、また、令和6年度には地方就職支援金に加わったことから、債権回収できない場合の市町村の負担がさらに大きくなり、このような市町村の負担については容易に住民からの理解を得られるものではありません。

つきましては岩手県は、移住支援事業における返還制度について市町村の負担を軽減するため、例えば、対象者の所在調査の結果によっても所在が不明な場合や支払い能力が無いと認められる場合は返還を求めないなど、対象者から債権回収できない場合につ

いて、岩手県負担分の返還を市町村に求めないよう要望いたします。また居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止するよう国へ要請していただきますよう要望いたします。

担当課：商工観光部商工労政課 0198-24-2111 (396)

3 7 過疎対策の積極的な推進について

【ふるさと振興部】

令和3年4月1日に新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたところですが、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域の深刻な状況を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため、支援を継続して推進していくことが重要です。

つきましては、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、国へ要請していただきますよう要望いたします。

- (1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。
- (2) 人口減少がさらに進む中において、地域コミュニティの活動推進や市民の日常的な移動及び医療機関への交通手段の確保、高齢者の生活支援や子育て支援、商店街の活性化など、市民が将来にわたり安心して暮らすためにソフト事業の更なる充実が必要であることから、過疎対策事業債ソフト分の発行限度額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること。

担当課：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (212)

【ふるさと振興部】

世界情勢への不安や円安基調の継続等によるエネルギーや食料品等の価格高騰が続いており、農業者を含む事業者はもとより、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況から、国においては、これまで、補正予算の計上及び予備費の活用により、様々な対策を講じていただいているところです。

本市では、物価高騰の影響を受けている市民、事業者に対する支援などに全力で取り組んでおりますが、今後も予断を許さない物価高騰に対応するためには、それぞれの市町村の実情に応じたきめ細かな対策を継続する必要があると考えております。

よって、国が引き続き必要な対策を講じるとともに、市町村が独自に生活者支援及び事業者支援を行えるよう、十分な予算を確保することについて国へ要請していただきますよう、要望します。

担当課：総合政策部秘書政策課 0198-24-2111 (212)

3 9 矢沢地区義務教育学校の整備について

【教育委員会事務局】

学校施設は、児童生徒が学習、生活する場であるばかりではなく、社会教育の拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての機能を有する重要な施設となっております。

当市の学校施設は、昭和40年代後半から60年代前半にかけて建築された施設が多く、築年数が30年以上の建物は全体の約65%を占め、老朽化が進行しております。また、築年数が40年以上の施設は全体の45%を占めておりますことから、計画的かつ効率的に長寿命化を進め、時代の要請に対応した施設を整備する必要があります。

当市では、児童生徒数が年々減少している現状を受け、平成31年4月に「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、これを基に学校教育の在り方について、地域との協議を進めてきたところであり、この協議を経て令和5年度に、矢沢小学校・矢沢中学校PTA及び地域コミュニティ団体である矢沢地域振興会の連名で、「花巻市立矢沢小学校・中学校を義務教育学校へ移行するための要望」が提出され、これを受けて市教育委員会において矢沢地区義務教育学校設立委員会を設置し、「矢沢地区義務教育学校基本構想」を策定いたしました。

本構想に基づき、矢沢地区義務教育学校の整備に向けて、築50年の矢沢小学校と築46年の矢沢中学校を統合し、矢沢中学校の統合改修（長寿命化）と不足部分の増築を行うこととし、令和10年4月開校を目指して令和8年度から工事に着手できるよう、令和6年度から基本設計に着手しておりますが、この整備に際しては、約55億円もの費用が見込まれる状況となっております。

つきましては、矢沢地区義務教育学校整備を確実に実施していくため、令和8年度において、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業の採択について、国に要請していただきますよう要望いたします。

また、国の公立学校施設整備事業における交付金の算定基礎となる建築単価について

は、価格変動を考慮した改定が行われているものの、実際の工事に要する資材費や労務費などの経費高騰に歯止めがかからず、建築単価を基礎として算定される補助金額と大きな乖離が生じております。

つきましては、子どもたちの安全を確保し、良好な教育環境を維持するための矢沢地区義務教育学校整備事業を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金事業の採択と併せ、実勢価格に即した補助単価への見直しや補助率の引き上げなど公立学校施設整備に係る財政措置の拡充を図られるよう、国に要請していただきますよう要望いたします。

担当課：教育部教育企画課 0198-45-1311 (322)